

要保存

平成27年4月7日

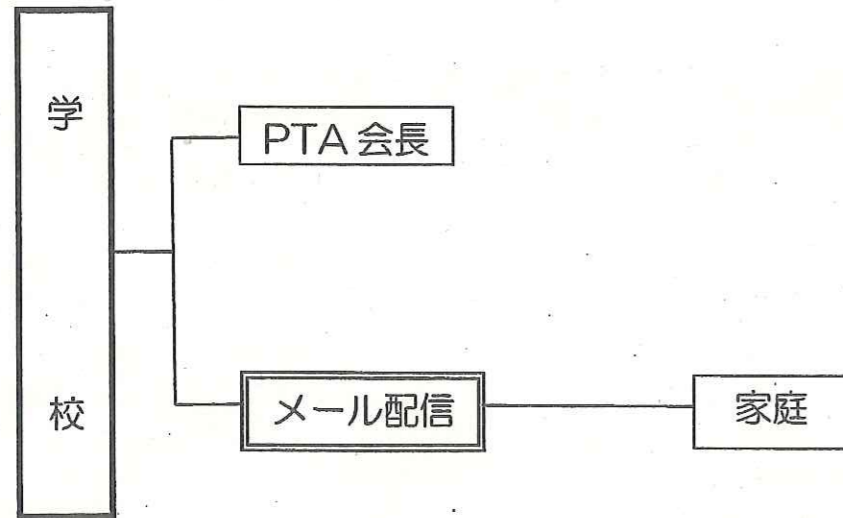
保護者様

横浜市立西本郷小学校
校長 高橋 剛

非常・災害等の緊急下校について

本校におきましては、児童が緊急に下校する必要が生じた場合、迅速かつ的確に対応するために次のような体制をとります。年度の初めに、もう一度ご確認ください。

I 緊急下校の連絡系統



この連絡系統は、非常・災害時の緊急連絡および学校行事（運動会の実施可否の連絡等）、全校にかかわる連絡、学年にかかわる連絡に活用されます。

※緊急下校の形態、その対応につきましては、別紙「安全確保に関するガイドライン」をご参照ください。

II 緊急下校の形態

- (1) 一斉下校・・・内容については下記参照
- (2) 集団下校・・・内容については下記参照
- (3) 保護者引き取り下校（詳細は、「安全確保に関するガイドライン」を参照ください。）

※学童に通う児童について

- ・ルーテル学童は、ルーテル保育園にて保護し、待機します。
- ・栄および本郷台かぜの子学童は、保護者引き取りとします。
- ・はまっ子は、保護者引き取りとします。

III 緊急下校が行われる場合とその対応

《1》大規模地震「警戒宣言」が発令された場合

- ・保護者は、家庭で待機してください。学校は、Iの「緊急下校時の連絡系統」により、緊急下校を家庭へ連絡します。

※この場合、原則として **保護者引き取り下校** を行います。ただし、状況等により校長の判断で変更することもあります。

《2》風水害（台風等による）の生ずる恐れのある場合

- テレビ、ラジオ、広報車、サイレンなどで、風水害の生じるような情報を得たとき
- ①現時点では、兆候はほとんどみられないが、今後大きな被害が予想される場合
 - ・校長の判断で授業をとりやめ、Iの「緊急下校の連絡系統」により、緊急下校を家庭へ連絡します。
 - ・連絡完了後、ただちに児童を **一斉下校** にて下校させます。
 - ②既に、兆候（大雨、強風等）がみられ、児童を通常通りに下校させるのは危険と判断される場合
 - ・校長の判断で授業をとりやめ、Iの「緊急下校の連絡系統」により、緊急下校を家庭へ連絡します。
 - ・連絡完了後、ただちに **集団下校 または 保護者引き取り** にて下校させます。

《3》横浜市教育委員会より、緊急下校の指示が発せられた場合

- 上記《1》《2》以外で、緊急下校を必要とする事態が生じた場合は、
- ・授業をとりやめ、Iの「緊急下校時の連絡系統」により、家庭へ連絡します。
 - ・連絡完了後、ただちに児童を下校させます。
- ※この場合の下校形態は、状況等により判断しますので、ご承知おきください。